

令和 6 年 9 月 5 日現在

機関番号：32505

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13351

研究課題名（和文）裁判員裁判を踏まえた相互闘争状況における正当防衛の判断基準の研究

研究課題名（英文）Research on Criteria for Judgment of Self-Defense in Mutual Fighting Situations Based on Jury Trials

研究代表者

木崎 峻輔（Kizaki, Shunsuke）

中央学院大学・法学部・准教授

研究者番号：70754076

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 800,000円

研究成果の概要（和文）：相互闘争状況における正当防衛の成否に関する判断について、その判断の本質は被侵害者の態度が「相互闘争状況の拡大」を生じさせる状況において対抗行為の防衛行為性を失わせるというものを明らかにした上で、このような判断を裁判員裁判において安定的に行うために、理論的な見地ではなく率直な事案の性質に応じた類型化を試み、各類型ごとの具体的な判断基準を示すことができた。
また、それに付随して、正当防衛の正当化根拠論としてはいわゆる法確証の原理説によることが妥当であることや、現在の実務の指針となっている最高裁判例である平成29年決定以降の現在の下級審における裁判実務の現状についても検討を加えた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

裁判員裁判の導入以降、相互闘争状況における正当防衛の問題については、従来の判例理論の難解さなどをりゆうとして、裁判員裁判において一般市民である裁判員がその問題点を理解して適切な判断を行えるようにするためにはどうすべきかが重要な問題として指摘されてきた。本研究で示した見解は、そのような難解な問題について、理論的な見地ではなく、事案の率直な事実的な性質に着目した類型化を試みることにより、法律知識を持たない裁判員が当該事案の問題点を十分に理解して、適切な判断を安定して行えるようにするものである点において、学術的意義のみならず社会的に重要な意義を有するものである。

研究成果の概要（英文）：With regard to the judgment on whether or not self-defense is possible in a mutual combat situation, the essence of the judgment clarified that the attitude of the aggressor makes the opposing act lose its defensive action nature in a situation where the “expansion of the mutual combat situation” is created. And in order to make such judgments stably in jury trials, we attempted to categorize the cases according to the nature of frank cases rather than from a theoretical standpoint, and were able to present specific criteria for judgment for each category. In addition, we also examined that the so-called “principle of legal certainty” is the appropriate theory of justification for self-defense, and the current state of trial practice in lower courts after the Supreme Court's decision in 2009, which has become a guideline for current practice.

研究分野：刑事法学

キーワード：刑法 正当防衛 相互闘争状況 裁判員裁判 自招侵害 正当防衛状況 侵害の急迫性

1. 研究開始当初の背景

正当防衛(刑法36条1項)の成否が問題になる事例の多くは、当事者間の対立状況において暴力が行使され、その暴力の行使について正当防衛の主張がなされるという、相互闘争状況において正当防衛が問題になる事案である。このような相互闘争状況の事案の中には、相手方の侵害を予期して反撃準備を整えていた事例や、相手方に対する挑発行為により侵害を招致した事例など様々な態様の事例が存在する。判例は、これらの事案の処理に際して、ある事例では、反撃行為者の「積極的加害意思」を理由に36条1項の「侵害の急迫性」を否定し、別の事例においては、刑法36条1項の条文に規定されていない「反撃行為に出ることが正当とされる状況」を否定することで正当防衛を否定するなど、様々な理論を用いており、裁判実務が採用している立場を正確に理解することは困難な状況にある。近年開始された裁判員裁判からも、相互闘争状況における正当防衛に関する判例理論は難解であり、裁判員に理解させることは困難であるとして、より分かりやすい判断枠組みが求められている。また、ここで問題になる「侵害の急迫性」の解釈について、多くの学説は、裁判実務とは全く異なる見解を採用しており、実務と学説の乖離が非常に強く現れていた。

2. 研究の目的

このような現状において、正当防衛に関する研究として特に必要なことは、相互闘争状況における正当防衛について、理論と実務の両方の要請に応えるための検討を加えることである。そこで、本研究においては、相互闘争状況において正当防衛が問題になる事案について、裁判員裁判を前提とする裁判実務において使い易く、かつ理論的にも妥当な処理基準の構築を目的とする。

3. 研究の方法

本研究においては、相互闘争状況における正当防衛の処理に際して裁判実務が実際にどのような判断を行っているかを明らかにすることが出発点となる。しかし、裁判の目的は法的問題に関する理論を示すことではなく、具体的な事案を適切に解決することであるので、法律問題の処理に際してなされた判断の内実が全て判決文に現れているとは限らない。そこで、裁判所が事案の処理に際して行った判断の内実を明らかにするために、判例分析の方法として、判決文の文言のみにこだわらず、事案の処理に際して考慮されている事情や、原審の判断内容、その前後に出された下級審判例などを検討して、当該事案の処理に際してなされた裁判官の思考の内実を明らかにするという方法を用いる。

また、裁判実務は、相互闘争状況における正当防衛の事案を処理する際に、反撃行為に先立つ事情や被害者の主観的事情を含めた諸事情を総合考慮している。このことから、この場合の判断が不明確な総合判断になることを防ぐために、相互闘争状況における正当防衛が問題となる事例の類型化が要請されている。そこで、本研究においても、相互闘争状況において正当防衛が問題になる事例を、その態様・性質ごとに類型化し、各類型ごとの判断基準の構築を試みる。相互闘争状況において正当防衛が問題になる事例の類型化を行う際には、単に同種事案をまとめるだけでは、雑多な類型が無数に生じることにもなりかねないので、類型化の指針が必要となる。この点について、ドイツやアメリカにおいては、家庭内暴力の事例などの特定の状況における正当防衛の成否について積極的に議論がなされている。そこで、本研究においては、このような外国の見解を検討し、わが国に導入することが可能かを検証した上で、類型化の指針として用いることを試みる。

そして、近年の正当防衛に関する研究においては、特に若手研究者により正当防衛の本質論に関する議論が積極的に行われている。そこで、相互闘争状況における正当防衛の判断基準を正当防衛の本質論から検証する際には、最新の議論を研究に反映させるという意味において、これらの見解を参考にすることが有益であると思われる。すなわち、正当防衛の本質論に関する従来の見解だけではなく、近時主張されている見解に照らして、上記の方法で構築した各類型ごとの判断基準を正当化できるかを検証する。

4. 研究成果

本研究の成果としては、上記の目的と方法に基づいて、相互闘争状況における正当防衛の問題について、(1) 裁判例に基づいてその判断の本質を明らかにした上で、(2) 相互闘争状況の性質・態様に応じて事例を類型化して、類型ごとの具体的な判断基準を提示することに成功した。

(1) 正当防衛状況の判断の本質について

ア 裁判実務における判断の内実

相互闘争状況事案の処理については、昭和52年決定、平成20年決定、そして平成29年決定という最高裁判例が事案の処理の重要な指針となっている。そこで、裁判実務に

おける正当防衛状況の判断の内実を明らかにするためには、これらの判例における判断の實質的な意義を明らかにすることが必要である。

まず、かつて相互闘争状況事案のリーディングケースとして用いられてきた昭和 52 年決定については、その判断の実体は、必ずしも十分なものではない侵害の予期と、反撃準備行為などの「積極的加害態勢」を総合考慮して侵害の急迫性を否定するものであったといえることができる。このような昭和 52 年決定の見解を、より明確かつ具体的に示したのが平成 29 年決定である。同決定は、相互闘争状況事案における急迫性の判断に際して考慮すべき要素を具体的に列挙しているが、その中には侵害の予期も含まれている。すなわち、平成 29 年決定は、侵害の予期をあくまで急迫性の判断の一要素として扱っており、十分な侵害の予期は急迫性を否定する前提ではないことを明確に示していると評価することができる。そして、同決定が列挙した考慮要素には、反撃準備行為や侵害回避可能性に関する事情などが含まれているが、これらの事情は、積極的加害意思の認定に際して用られる事情と共通している。そうであるならば、従来から裁判実務が急迫性を否定する根拠としてきた積極的加害意思の実体は、やはり反撃準備行為などの暴力的闘争を志向する客観的態度であるといえることができる。他方、平成 20 年決定の事実関係をみると、同決定は、少なくとも侵害の予期の可能性は認定することができる事案であったと解することができる。このことから、同決定が被侵害者の主観的事情を一切考慮していないとは言いきれない。

このように解する場合には、平成 20 年決定と、昭和 52 年決定及び平成 29 年決定は、正当防衛を制限する根拠となる暴力的闘争を志向する態度が、「不正の暴行」かそれ以外かという点のみで異なることになる。しかし、ここで考慮された「不正の暴行」という侵害招致行為も、他の暴力的闘争を志向する態度と同じく、侵害の予期や積極的加害意思の認定に用いられる間接事実でもあることから、両者の間に決定的な区別を設ける根拠はない。このように解するならば、平成 20 年決定は、「侵害の予期またはその可能性」という主観的事情と、「侵害招致行為」という暴力的闘争を志向する客観的態度から正当防衛を制限するという、昭和 52 年決定及び平成 29 年決定と基本的には共通する判断を行っていることになる。そうであるならば、平成 20 年決定で示された「正当防衛状況」とは、昭和 52 年決定や平成 29 年決定で問題にされた「侵害の急迫性」と同じ意味ということになり、このような理解は、現在の裁判実務の傾向に合致するものである。

イ 正当防衛状況を否定する価値判断の内実

まず、昭和 52 年決定及び平成 29 年決定においては、必ずしも十分なものではない侵害の予期と、反撃準備行為などの暴力的闘争を志向する態度を総合考慮して、侵害の急迫性を否定している。侵害の予期を有している場合には、被侵害者は心理的に優位な状態にあるといえることができ、反撃準備行為や相手方の元に出向く行為などの暴力的闘争を志向する態度は、物理的に優勢な状況を作り出すという意味を有している。このように、被侵害者が心理的・物理的に相手方よりも優勢な状況を作り出した場合には、わざわざ正当防衛による強力な反撃行為に出る必要は乏しく、實質的には緊急状況下になかったといえることができる。昭和 52 年決定及び平成 29 年決定は、このような考慮により、被侵害者が實質的な意味における緊急状況下になかったといえる場合に、侵害の急迫性を否定していると解される。

他方、平成 20 年決定においては、被侵害者の侵害の予期またはその可能性と、不正な暴行という相手方の侵害を作出する態度を根拠に正当防衛状況を否定しているが、喧嘩闘争を理由に正当防衛の制限を認めてきた古くからの判例理論に照らすと、被侵害者が落ち度ある態度により不必要な暴力的闘争を発生させた場合には、自力救済を許容すべき緊急状況下になかったとして、正当防衛を制限すべきことになる。そこで、同決定は、このような価値判断により正当防衛状況を否定したものと解することができる。

このように見ると、両判例において考慮されている事情は全く異なるものではなく、「相互闘争状況の拡大」、すなわち相手方との何らかのトラブルや対立関係を、重大な結果を生じさせる暴力的闘争に発展させるという本質部分において共通している。そうであるならば、ここで事案の処理に際して問題にすべきは、これらの価値判断に共通する本質部分である「相互闘争状況の拡大」ということであると解すべきである。

そこで、裁判実務は、相互闘争状況事案の処理に際して、被侵害者の暴力的闘争を志向する態度により、反撃行為に出ることが「相互闘争状況の拡大」を生じさせる状況においては、反撃行為の正当化を許容しないという価値判断を行っているといえるべきである。このような状況においては、被侵害者の態度を全体として見れば、不正の侵害を防止して法益を保全する正当防衛行為とは正反対の性質のものになるので、そもそも反撃行為の正当化が許容される緊急状況にはないとして、反撃行為の防衛行為性を一切否定すべきことになる。このような理解に基づけば、判例が、積極的加害意思論や自招防衛の理論などの異なる論理で正当防衛を制限していることは、相互闘争状況の拡大を生じさせる被侵害者の態度のうち、事案の性質上最も説明しやすい事情を契機として正当防衛状況を否定しているに過ぎないと解すべきことになる。

(2) 相互闘争状況事例の類型化及び具体的な判断基準について

ア 強力な反撃準備類型

正当防衛状況の判断基準を用いる場合には、相互闘争状況事案を類型化して、各類型ごとの具体的な判断基準を示すことが必要になる。このような類型としてまず挙げられるのが、**被侵害者が、侵害を予期して強力な反撃準備を整えた類型**である。

このような事例を類型化する指針としては、ドイツにおける「**防衛的招致 (Abwehrprovokation) の理論**」という少数説を用いることができる。同見解は、被侵害者が侵害を予期して反撃準備を整えることで暴力的闘争の拡大を生じさせた場合にも、正当防衛権を制限できるとするものである。このような見解は、ドイツでは少数説とされており、かつBGH判例でも否定されているが、相互闘争状況事案の処理に際して反撃準備行為が重視されるわが国においては受け入れやすい見解であり、類型化の指針として用いることも可能であると解される。

他方、わが国の裁判実務においては、被侵害者が侵害を予期して強力な反撃準備を整えていた事例は、正当防衛状況が否定される事案の典型とされている。このような事例には、昭和52年決定や大阪高裁平成13年判決のような大規模な暴力的闘争の事例が多く含まれているが、平成29年決定のような比較的小規模な暴力的闘争の事例においても、正当防衛状況の判断に際して、反撃準備行為は重要な要素として考慮されている。

もっとも、これらの事例は、単に被侵害者が凶器を準備していたことのみを理由に正当防衛状況を否定したのではなく、凶器を準備していた場合であっても、それが強力なものではない場合や、侵害を予期していなかった、又は予期の程度が低い場合には、正当防衛状況を否定しないという判断がされている。このような裁判実務の傾向に照らすと、**被侵害者がある程度侵害を予期した上で、護身のためとはいえ強力な反撃準備を整えて反撃行為に及んだ場合には、正当防衛状況が否定されると解すべきである**。なぜなら、被侵害者が、強力な反撃準備を整えて反撃行為に臨んだ場合には、相手方との対立関係が確定的に生命や重大な身体の傷害を伴う暴力的闘争に発展するという、極めて重大な「相互闘争状況の拡大」が生じることから、相互闘争状況において正当防衛を否定すべき事案の典型として扱うべきだからである。同類型は、明らかに正当防衛を否定すべき重大な暴力的闘争の事例を、最初の段階で排除する機能を有している。

イ 家庭内の暴力的闘争類型

次に、暴力的闘争が発生した場所の特質から、DVの問題など特別な配慮が必要になる類型としての、**家庭内の暴力的闘争の類型**を挙げることができる。家庭内での正当防衛の問題については、外国では積極的に議論がされており、この外国の見解を類型化の指針として用いることができる。

まず、ドイツにおいては、「正当防衛権の社会倫理的制限」の1つとして、家族間の密接な人的関係を理由に、正当防衛が認められる範囲を制限する方向で議論がなされている。これに対して、アメリカにおいては、正当防衛に際して致命的な有形力の行使が予想される場合には被侵害者に退避義務を認める法域でも、自宅においては退避義務を否定する「城塞の理論」により、正当防衛が認められる範囲が事実上拡大されている。このように、ドイツとアメリカでは正反対の見解が主張されているが、ドイツの見解は、理論的にも実際的にも妥当なものではない。そこで、**家庭内の暴力的闘争の問題については、アメリカの見解を参考に、正当防衛の成立範囲を広げる方向で扱うべきである**。

わが国の裁判実務においても、家庭内の暴力的闘争の事案では、正当防衛状況を否定する判断に慎重な傾向が認められる。他方、正当防衛状況を否定した事例では、強力な反撃準備や積極的に暴力的闘争を挑む態度などの非常に強力な暴力的闘争を志向する態度が認められる。このような裁判実務の傾向は、家庭内における暴力的闘争の特質を考慮したものと解される。すなわち、家庭内の暴力的闘争においては、同居人からいきなり攻撃を受ける危険性があり、自宅から離れても安全に生活できる場所があるとは限らないことから、暴力的闘争を回避することが困難であるのみならず、生活の本拠地である自宅からの退避を常に要求すべきではないので、暴力的闘争の回避を要求することも困難である。これらの特質に照らすと、家庭内の暴力的闘争類型においては、被侵害者が「相互闘争状況の拡大」を生じさせる態度に出たとしても、直ちに正当防衛状況を否定すべきではない。しかし、**家庭内を不法な暴力的闘争の場所として利用した場合、すなわち、家庭内に留まる利益を保全するために必要とはいえ強度の暴力的闘争を志向する態度に出た場合には、被侵害者の態度を家庭内に留まる利益との関係で保護する必要がないので、正当防衛状況を否定しても問題はないことになる**。例えば、強力な反撃準備類型として正当防衛状況が否定される場合や、被侵害者が執拗に暴力的闘争を挑むような態度を示していた場合がこれに該当する。

ウ 通常暴力的闘争類型：出向き型・突発型

もっとも、相互闘争状況における正当防衛の事例としては、ここまで挙げたような特徴を有さない、いわば通常暴力的闘争の事例の方が多いと解される。そして、この通常暴力的闘争とされる事例については、実務家により**出向き型、待受け型、自招防衛**

という類型が提唱されていることから、これらの類型をそのまま使うことはできるのか、修正すべき点はあるのかを検討して指針として用いることができる。

まず、出向き型については、暴力的闘争が予想される現場にわざわざ出向くことは、相手方とのトラブルや対立関係を確定的に暴力的闘争へと発展させるという意味において、相互闘争状況の拡大を生じさせる典型的な態度である。そこで、この出向き型という類型は、相互闘争状況事案の一類型としてそのまま使うことができる。次に、待受け型については、実際には侵害を予期して強力な反撃準備を整えていたことを理由に正当防衛状況を否定していると解される。そこで、このような事例を「待受け型」として整理することは、その実体に沿うものではなく、前述の強力な反撃準備類型として分類し直すべきである。他方、自招防衛の類型とされる事案は、実際には相手方との間で突発的に生じた暴力的闘争の事案である。そうであるならば、被侵害者が積極的な侵害招致行為に出た事例のみを「自招防衛」という特別な類型として扱うべきではなく、ここで問題とすべきは、「突発的に生じた」という暴力的闘争の態様そのものである。また、この突発的な暴力的闘争の事例としては、相手方の挑発に応じて暴力的闘争が発生した事例も存在する。そこで、このような事例についても、自招防衛として処理されてきた事例と合わせて、暴力的闘争が発生した状況を率直に捉えた「突発型」という類型として再構成すべきである。

そして、出向き型の事例において、暴力的闘争の発生が予想される相手方の元に出向く行為は、強力な相互闘争状況の拡大を生じさせる態度と評価することができるが、相手方の元に出向く正当な理由がある場合には、相手方の元に出向いて暴力的闘争を発生させたことを非難することはできない。そこで、同類型においては、正当な理由がないにもかかわらず、侵害を予期して相手方の元に出向いた場合には、正当防衛状況が否定されると解するべきである。これに対して、突発型の事例においては、挑発行為に応じた、または挑発行為に出た相手方にも落ち度があり、暴力的闘争の両当事者が、相互闘争状況の拡大に寄与している点に特徴がある。このような関係においては、相互闘争状況の拡大により大きく寄与している当事者の反撃行為は、相手方との関係で保護に値しない。そこで、同類型においては、暴力的闘争の発生・拡大について相手方よりも寄与が大きい場合には、相手方との関係で正当防衛状況が否定されると解するべきである。

エ 事例類型を活用した事例の処理

(ア) 事案の処理プロセス

以上のような事例類型を活用した具体的な事案の処理プロセスとしては、正当防衛が否定される典型的な事例から先に排除するのが合理的な方法である。そこで、基本的には、被侵害者の態度による相互闘争状況の拡大が強力な順に検討すべきである。被侵害者の態度のうち、最も強力な相互闘争状況の拡大を生じさせるのは、強力な反撃準備行為であり、次に強力なのは、家庭内の暴力的闘争の場合でも正当防衛状況を否定すべき家庭内を不法な暴力的闘争の場所として利用する行為である。そして、その次に強力なのは、相手方の元に出向く行為で、最後が、相手方の落ち度が加わることで暴力的闘争を発生させる、突発型における被侵害者の言動になる。

そこで、具体的な判断の順序としては、まず明らかに正当防衛を否定すべき重大な暴力的闘争を最初の段階で排除するため、強力な反撃準備類型に該当するかを判断する。次に、正当防衛状況を否定するためにかなり強力な相互闘争状況の拡大が必要とされる、家庭内の暴力的闘争の類型として正当防衛状況が否定されるかを判断すべきである。これら以外の類型については、被侵害者の態度に応じて、出向き型又は突発型として正当防衛状況が否定されるかを判断し、どの類型にも該当しない、すなわちここまで考慮してきた暴力的闘争を志向する態度が存在しない場合には、相互闘争状況を理由に正当防衛を否定すべき事案とはいえないので、正当防衛状況を肯定すべきである。

(イ) 複数の類型に該当する事例

また、裁判実務においては、例えば、被侵害者が強力な反撃準備を整えて相手方の元に出向いた事例や、相手方の元に出向いた上で挑発的な言動に出た事例などの、複数の類型に該当する事案も存在し、このような事例をどのように処理すべきかについても、議論がなされている。しかし、各類型において正当防衛状況を否定する根拠となる被侵害者の態度は、いずれも「相互闘争状況の拡大」という本質において共通するので、相互闘争状況を拡大させる程度が低い態度は、より程度の高い態度に吸収させることができる。そこで、このような事案については、基本的には事案に現れた被侵害者の態度のうち、最も強力な相互闘争状況の拡大を生じさせる態度を捉えて各類型に分類すべきである。このように解するならば、侵害予期類型と自招防衛類型の中間に位置する事例についても、事案に現れた事情を余すところなく考慮した1回の判断で処理するという、合理的かつ適切な処理が可能になる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 木崎峻輔	4. 巻 79
2. 論文標題 相互闘争状況事例における侵害回避可能性の考慮	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 中央学院大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 14-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木崎峻輔	4. 巻 62
2. 論文標題 集団による暴力的闘争における正当防衛状況の判断	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 中央学院大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 木崎峻輔	4. 巻 63・2
2. 論文標題 相互闘争状況における正当防衛の処理基準	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木崎峻輔	4. 巻 59
2. 論文標題 現在の裁判実務における平成20年決定及び自招防衛の理論の意義	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 中央学院大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 9-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木崎峻輔	4. 巻 上巻
2. 論文標題 正当防衛の正当化根拠としての法確証の原理の再評価	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 高橋則夫先生古稀祝賀論文集	6. 最初と最後の頁 411頁～427頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木崎峻輔	4. 巻 34
2. 論文標題 相互闘争状況において正当防衛権の制限を否定した事例 BGH, Beshluss von 26. Juni 2018 - StR 208/18	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中央学院大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 107-134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計3件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 木崎峻輔
2. 発表標題 相互闘争状況における正当防衛の処理基準
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 木崎峻輔、坂下陽輔、徳永元、伊藤嘉亮
2. 発表標題 正当防衛論の再検討
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 木崎峻輔
2. 発表標題 相互闘争状況における正当防衛の処理基準
3. 学会等名 日本刑法学会仙台部会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 木崎峻輔	4. 発行年 2023年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 366
3. 書名 相互闘争状況と正当防衛 理論と実務の架橋	

1. 著者名 成瀬幸隆・安田拓人編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 206
3. 書名 判例トレーニング刑法総論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------